

# 弁護士法人四谷麹町法律事務所

YOTSUYA-KOJIMACHI LAW OFFICE

## Q550. 労働者が「解雇をされても異議を申し出ない」旨の書面を提出している場合、懲戒解雇は有効ですよね？

労働者が「懲戒解雇をされても異議を申し出ない」旨の書面を提出したとしても、これは懲戒解雇を有効とする要素にはならないと考えます。

裁判例でも、情報漏洩を疑っていた労働者が、「解雇されても異議がない」旨の書面を提出していた事案について、「(当該書面は) 被告会社から懲戒解雇に至らない寛大な処置を受けられるようにと期待したものであって、真意にでたものとは認めがたい」とし、懲戒解雇を無効と判断したものがあります（武富士事件平成6年1月29日判決）。

もし労働者が退職することに納得しているのであれば、退職届を提出してもらうことが適切です。

弁護士法人四谷麹町法律事務所

勤務弁護士作成

経営労働相談のご予約 TEL:03-3221-7137

〒102-0083 東京都千代田区麹町5丁目2番地 K-WINGビル7階